

多摩市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
令和 7 年度計画

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

令和 7 年 3 月
多摩市

1 目的

多摩市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」）は、多摩市耐震改修促進計画（以下「耐震促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進及び耐震改修事業者の技術力向上を図る取組、市民への情報周知・普及啓発等の実施を図るとともに、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2 位置付け

本アクションプログラムは、多摩市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、多摩市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された旧耐震基準の全ての住宅（賃貸住宅を除く）及び新耐震基準の木造住宅（昭和 56(1981)年 6 月 1 日から平成 12(2000)年 5 月 31 日までに工事を着手した 2 階建以下の在来軸組工法）とする。

5 実施期間

アクションプログラムの計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までとする。
ただし、毎年度見直しを行う。

6 取組内容

(1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

住宅の種類	取組内容
木造住宅	令和 6 年度から令和 8 年度に対象建築物全戸に対して、耐震化制度のパンフレットをダイレクトメールで送ることで、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を実施する。
非木造住宅	管理組合又は所有者に対して、ダイレクトメールを送付し、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うとともに、アンケート用紙を同封し、耐震化の意向を確認する。

(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・市の補助事業により、耐震診断を行った所有者に対し、診断修了後に耐震改修工事

に向けた意向確認、補助制度のパンフレット等を活用した制度説明をすることで、耐震化を促す。

- ・耐震診断終了後、一定期間経過しても耐震改修を実施していない所有者及び管理組合に対しては、電話又は書面にて連絡し、意向確認することで耐震化を促す。
- ・耐震化の必要性及び補助制度についてのパンフレット等を、担当課窓口及び各種イベント等において配布する。

(3)改修事業者の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み

- ・改修事業者等の技術力向上のための講習会等を東京都と連携し実施し、その参加者のリストをHP上で公開し、住宅所有者へ情報を提供する。

(4)一般市民への周知・普及啓発等

- ・市公式ホームページ、たま広報、パンフレット等により、耐震化に関する情報の周知及び普及啓発を行う。
- ・木造住宅耐震セミナー、マンション管理セミナー及び再生セミナーを実施し、耐震化について適切に情報提供を実施する。

(5)耐震化助成事業

- ・木造住宅耐震化促進補助事業
- ・非木造住宅耐震化促進補助事業

7 進行管理

毎年度、耐震化に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握し、公式ホームページ上にて公表する。

また、国や都の方針、耐震化の進捗状況及び市民の耐震化に関するニーズを的確に把握し、効率的な耐震化及び取組を実施するため、毎年度アクションプログラムの検証を行い、必要に応じて見直しをする。

8 令和7年度目標

木造住宅の耐震化	耐震診断補助件数	100件
	耐震改修等工事補助件数	26件
非木造住宅の耐震化	耐震診断補助件数	1件
	耐震補強設計補助件数	1件
	耐震改修工事補助件数	1件